

令和2年度の事業報告書

令和2年 1月 1日から令和2年12月31日まで

特定非営利活動法人ユニバーサル・ケア

1 成年後見制度利用の現状

本年3月に最高裁判所から発表された全国の成年後見制度の利用状況（令和元年1月から12月まで）を示す『成年後見関係事件の概況』によれば、成年後見等開始の申立件数は昨年比で3.5%増加し、件数は37,235件となったが、前年の件数が減少していたことを考慮すれば実質的には僅かな増加に過ぎず、4年前に施行された『成年後見制度利用促進法』が制度利用を促進していないことを明白に示している。

また、最高裁判所は、一昨年に十分な理由の説明もないまま、突然「後見人は親族が望ましい」との意見表明を行ったが、この背景には、家族・親族の後見人が意図的に排除されている事実に対する全国の制度利用者やその家族からの苦情と不満が多くあり、最高裁もこれを無視できなくなったのであろうと推認できるが、昨年のデータでは第三者後見人と家族・親族後見人の割合がおよそ80：20となり、最高裁の意向とは裏腹に、前年度よりさらに第三者後見人の割合が約2ポイント増加する結果となった。

これに加えて、一部の後見人等による利用者（ご本人）やその家族に寄り添わない身勝手に乱暴な対応や、不正行為などもあり、「成年後見制度そのものに対する不信」と「利用のメリットが見いだせない成年後見」というイメージも払しょくされないため、成年後見制度は相変わらず不人気であり、それに対して行政も司法も有効な対策を打ち出していない。

2 事業の成果

「成年後見に関する活動」においては、コロナ禍が終息を見せない中で十分な後見事務の活動はできなかったが、可能な限りの安全対策を実施しながら令和2年1月よりスケジュールに沿って活動を進めた結果、当年度中に新たに21件（法定後見および任意後見の合計）の受任と契約ができ、現時点では20名の活動スタッフが約100名のご利用者への後見サービスを提供を行っている。

当法人が例年実施している京都市内外での講座、セミナーはコロナ禍の中で大きく制限された。「成年後見1日講座」の開催は受講者数を制限して実施、他団体等への出張講座はほとんどキャンセルとなった。

一方、『後見相談コールセンター』による無料電話相談と面談による無料相談は例年と変わらぬ利用があり、紹介案件も着実に増加した結果、成年後見申立て支援、後見人等の受任および任意後見契約等は増加して活動は一層充実したものとなった。

無料電話で提供する『後見相談コールセンター』事業においては、京都市・府内の利用者に加えて関東地域からの相談も増加し、当法人のサービスに対する認識が広がりを見せた。

本年は、当法人のオリジナル冊子『もっと身近に！ 成年後見』の2020年版（第4版）を関係法令等の変更に沿って改訂・作成し、市民および関係機関・団体に無料配布を行った。

また、関係者の親族等から寄せられた寄付金を原資として、京都府内の住民で成年後見制度の利用が必要でありながら申立て費用等の支出が困難な方々を支援するための独自のサービス『オリーブ・プログラム』も継続実施した。

市民からの相談内容が『成年後見制度』に留まることなく、『遺言』、『相続』、『葬儀』までに広がっている状況に対応するため、専門職の支援も得て成年後見関連の相談にも対応して幅広い市民のニーズに応えた。

当法人の業務効率化とコロナ対策として、以下の対応を行った。

- ・研修ルームの整備、リモートワークのための大型モニター設置、大型空気清浄機の設置
- ・専用相談室の設置（主たる事務所ビルの5階）

1) 実施した講座等

当法人は、成年後見制度の一層の普及を目指して、独自に構成した「成年後見1日講座」を開催し、また、京都府内外団体等からの要請に応じて以下記載のとおり成年後見関連のセミナーを実施した。

◎成年後見制度の普及活動（主なもの）

- ・成年後見1日講座 計3回

7月11日 10月10日 11月14日

（実施場所はいずれも当常設相談所内）

◎他団体でのセミナー実施

- ・成年後見セミナー

1月 8日 市立敦賀病院（福井県）の医師・看護師向け

2) その他の活動

当法人の広報強化と他団体との連携推進のため、以下の活動を行った。

- ・京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室に対する要望書提出（前年より継続）
当法人を『成年後見制度利用促進法の「市町村計画」に基づく地域連携ネットワーク』における相談窓口としての位置付けすることの要望
- ・福知山市のNPO法人『市民後見センターふくちやま』および広島県三原市のNPO法人『光』への個別の支援を実施
- ・映画「みとりし」上映会を柴田久美子講演会・映画上映京都実行委員会と共同で主催・実施

- ・京都府北部での活動を強化する目的で設置した亀岡拠点、南丹拠点、向日拠点での後見事務を継続

※) 「伝統文化の保存・継承に関する活動」については、休止状態である。

3 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：千円)
	別紙記載のとおり			16,898千円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	事業費の金額 (単位：千円)
	実施しなかった		0千円

(備考)

- 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。